投稿 規程

- 1. 投稿は正会員、学生会員および名誉会員に限るが、共同執筆者には非会員を含むことができる. ただし、投稿時点で責任著者の年会費が納められていない場合は投稿を受け付けない.
- 2. 内容は未発表のもので、本文が日本語で書かれた病害虫に関する報文等とし、1 執筆者につき 3 編以内を原則とする.
- 3. 著者は別途定められた執筆要領に従って投稿原稿を作成し、投稿票を添えて編集委員会の定めた電子メールアドレスへ送信する.
- 4. 投稿原稿の登載の可否は編集委員会で決定する.
- 5. 登載決定後、編集委員会は英文校閲を業者に委託し、事務局はその費用を負担する。
- 6. 原稿は、編集幹事から原則的にその分野の専門家である編集委員に送られ、編集委員が 選定した 2 名の校閲者によって校閲される. 校閲者の意見は必要に応じて著者に送られ、 著者はそれをもとに原稿を訂正することができる. 校閲者の氏名は原則として公表しない.
- 7. 校閲終了後,著者は最終原稿ファイルを編集委員に提出する.編集委員は内容を確認後, 最終原稿を編集幹事に提出する.
- 8. 著者は報文の初回の著者校正(初校正)で誤植と図表の間違いを指摘し、編集幹事は 2 校以降で著者指摘部分の修正を確認する.
- 9. 報文の4頁を超える部分、希望による写真や図の返送、図のトレース、カラー写真の挿入などの経費は著者が負担する. その他、通常の処理を越えることにより要する経費はすべて著者が実費負担する.
- 10. 会報に登載する原稿は当該会報発行年の4月20日迄に編集委員会に提出するものとする. ただし、本会において別に定めた場合はこの限りではない. 編集幹事は5月10日迄に責任著者に投稿原稿受領の連絡を行うものとする.
- 11. 投稿規定および執筆要領について疑義のある場合は、直接編集幹事に問い合わせる.
- 12. 掲載された論文の著作権は北日本病害虫研究会に帰属する.

付則 本規程は2010年3月3日から施行する.

2014年2月20日一部改定.

2015年2月19日一部改定.

2017年2月22日一部改定.

2018年2月15日一部改定.

2021年3月22日一部改定.

2022年2月17日一部改定.